

安浦駅北市有地分譲申込要領

(令和 7 年度)

安浦駅北土地区画整理事業区域内の市有地

物件 番号	所在地	地番	地積	用途地域	売却価格
都 5	安浦町中央北二丁目	1003番8	219.82㎡	第二種住居地域 ^(※)	6,638,000 円
都 1 6	安浦町中央北二丁目	1018番3	344.08㎡	〃	10,391,000 円
都 1 7	安浦町中央北二丁目	1018番2	350.03㎡	〃	9,975,000 円
都21-2	安浦町中央北二丁目	1009番27	179.33㎡	〃	5,523,000 円
都 2 8	安浦町中央北二丁目	1001番3	40.47㎡	〃	720,000 円
都 3 1	安浦町中央北一丁目	1010番17	340.88㎡	〃	10,976,000 円
管 1	安浦町中央北二丁目	1016番10	350.16㎡	〃	12,500,000 円
管 2	安浦町中央北一丁目	1009番4	420.40㎡	〃	12,300,000 円
管 3	安浦町中央北一丁目	1009番3	402.66㎡	〃	11,800,000 円
管 4	安浦町中央北一丁目	1001番5	199.11㎡	〃	5,600,000 円
管 5	安浦町中央北一丁目	1012番6	463.60㎡	〃	14,300,000 円
管 6	安浦町中央北一丁目	1001番1	319.50㎡	〃	9,430,000 円
管 7	安浦町中央六丁目	1002番3	377.44㎡	〃	11,200,000 円

売却済

※ 建蔽率 60%, 容積率 200%

お申込みのなかった市有地の売却価格については、来年度以降、地価変動の動向等を勘案し、改定する場合がありますので、ご了承ください。

呉市役所 都市部 都市計画課

<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>

TEL 0823-25-3374

— 目 次 —

	ページ
○ 市有地一般分譲申込みから所有権移転までの流れ【公開抽選】	1
○ 分譲申込みのなかった物件の取扱い【先着順】	2
○ 安浦駅北市有地分譲申込要領	
1 分譲物件について	3
2 分譲申込者の資格等	3
3 分譲申込みの受付期間及び場所	4
4 分譲申込みの方法等	4
5 公開抽選の日時及び会場等	5
6 公開抽選について	6
7 売買契約の締結等	6
8 売買代金の納付方法等	7
9 所有権の移転等	7
10 売買契約に係る特約事項	8
11 その他の留意事項	8
12 分譲申込みのなかった物件の取扱い	10
13 公開抽選会場のご案内	11
14 収入印紙税額について	11
15 不動産登記（売買）に係る登録免許税額について	12
○ 法令等	
地方自治法施行令	13
地方自治法	13
呉市暴力団排除条例	13
呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領	14
○ 申込書類等	
様式第1号 市有地一般分譲申込書	15
様式第1号 市有地一般分譲申込書（記入例）	16
様式第1号別紙 共有予定者一覧	17
様式第2号 誓約書	18
様式第3号 役員等一覧	19
様式第4号 辞退届	20
○ 物件一覧	21
○ 物件調書	22～34

※ この分譲申込要領，申込書類等は都市計画課ホームページでもご覧になれます。
<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/yasuurakita-mousikomi.html>

市有地一般分譲申込みから所有権移転までの流れ
【公開抽選】

1 分譲申込 (P4)

- (1) 受付期間：令和7年8月1日（金）から令和7年8月8日（金）まで
 - (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) 受付場所：呉市都市部都市計画課 呉市役所本庁舎6階
電話番号 0823-25-3374
- ※ 分譲申込者の資格等（P3），分譲申込みの方法等（P4）

2 公開抽選 (P5)

- (1) 抽選会場：呉市中央四丁目1番6号
呉市役所本庁舎6階 602協議室
 - (2) 抽選日時：令和7年8月22日（金） 午前10時00分から
- ※ 公開抽選への立会はずしも必要ありませんが、当選者以外の方に対して抽選結果は通知しませんので、あらかじめご了承ください。

3 契約説明会 (P5)

公開抽選終了後、引き続いて上記抽選会場で物件ごとに当選者に対して契約内容を説明します。

4 契約の締結 (P6)

別に定める様式の契約書により、呉市と譲受人の間で売買契約を締結します。

- (1) 契約締結日：令和7年9月1日（月）
 - (2) 会場：呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁舎6階）
- ※ 契約等に必要となる一切の費用は、購入者の負担となります。

5 売買代金の支払い (P7)

売買代金については、呉市が発行する納入通知書により契約締結日から起算して60日以内に一括して納付していただきます。

6 所有権の移転 (P7)

所有権は、売買代金等を完納していただいたときに移転し、同時に物件を現況のまま引き渡したものとします。

7 所有権移転の登記 (P7)

所有権移転の登記手続きは呉市が行います。
所有権移転登記に必要な登録免許税は譲受人の負担となります。

分譲申込みのなかった物件の取扱い

【先着順】

1 分譲申込 (P10)

- (1) 受付期間：令和7年8月12日（火）以降随時（閉庁日を除く。）
ただし、次回の公募による売却手続きの開始決定日（令和8年6月30日（火））まで
- (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所：呉市都市部都市計画課 呉市役所本庁舎6階
電話番号 0823-25-3374
- (4) 契約説明：申込み受付後、契約時に契約内容を説明します。
※ 分譲申込者の資格等（P3），分譲申込みの方法等（P4）

2 契約の締結 (P10)

- 別に定める様式の契約書により、呉市と譲受人の間で売買契約を締結します。
- (1) 契約締結日：都5～都31 売買決定通知書を発行した日から起算して10日以内
管1～管7 売買決定通知書を発行した日から起算して1か月以内
- (2) 会場：呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁舎6階）
※ 売買契約時に必要なもの（P6）
※ 契約等に必要となる一切の費用は、購入者の負担となります。
※ 契約締結の際、呉市が発行する納入通知書により契約保証金を納付していただきます。

3 売買代金の支払い (P7)

売買代金から契約保証金を差引いた残金について、呉市が発行する納入通知書により、一括して納付していただきます。

4 所有権の移転 (P7)

所有権は、売買代金等を完納していただいたときに移転し、同時に物件を現況のまま引き渡したものとします。

5 所有権移転の登記 (P7)

所有権移転の登記手続きは呉市が行います。
所有権移転登記に必要な登録免許税は譲受人の負担となります。

安浦駅北市有地分譲申込要領

1 分譲物件について

この度の分譲物件の詳細については、21ページから34ページまでに記載している「物件一覧」及び「物件調書」をご覧ください。

分譲申込みをされる方は、この要領の記載事項をご承諾の上、お申し込みください。

2 分譲申込者の資格等

(1) 売買代金を指定の期日までに確実に納入できる方であれば、個人、法人を問わず分譲申込みをすることができます（共有を目的とした2名以上の連名による申込みも可能です。）。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みをすることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号。）第238条の3第1項の規定に該当する者

ウ 次の申立てがなされている者

（ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て

（ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 市税を滞納している者

オ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者

※ 地方自治法その他の法令については、13ページから14ページをご参照ください。

(2) 分譲申込者の資格の確認のため、申込者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者（法人の場合は代表者及び役員等を含む。）が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の行った分譲申込みは無効となります。

ア 個人の場合 … 氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

イ 法人の場合 … 法人名、代表者及び役員等※の氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

※ 役員等とは、代表者、取締役及び監査役等をいい、支店又は営業所等を通じて申込み・契約手続等を行う場合は、当該支店長又は営業所長等を含みます。

3 分譲申込みの受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月8日（金）まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 呉市中央四丁目1番6号
呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁舎6階）
電話番号 0823-25-3374

4 分譲申込みの方法等

(1) 申込方法

「市有地一般分譲申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印）を使用してください。）の上、次に掲げる書類を添付して受付期間内に受付場所に提出してください（郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。）。

(2) 申込みに必要な添付書類

【個人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号） 1通
- イ 印鑑証明書※ 1通
- ウ 住民票（世帯全員の表示があるもの）※ 1通
- エ 市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※ 1通

【法人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号） 1通
- イ 印鑑証明書※ 1通
- ウ 商業・法人登記 現在全部事項証明書※ 1通
- エ 市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※ 1通
- オ 役員等一覧（様式第3号） 1通

※ 発行後3か月以内のもの。

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みに当たっては、1物件ごとに1世帯又は1法人の申込みとなります。
- イ 共有名義での申込みの場合は、共有予定者一覧（様式第1号別紙）に必要事項を記入の上、共有予定者全員（申込書記載の代表者を除く。）の連名で記名・押印（実印）・それぞれの持分を記入の上、前号に掲げる書類（全員のもの）を添付して申し込んでください。
なお、申込後の持分の変更はできません。
- ウ 共有名義で申し込まれた方は、同一の申込物件に他の共有名義人と重複して申し込むことはできません（単独での申込みもできません。）。

(4) 分譲申込み辞退について

申込み受付後の辞退は原則として認めません。やむを得ず申込みを辞退される場合は、必ず公開抽選日の前日までに辞退届（様式第4号）に辞退の理由を記入して、呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁舎6階）に提出してください。

(5) 申込みが1者であった場合の取扱い

1つの物件に申込みが1者であった場合で、かつ当該申込者が申込み資格の欠格要件に該当しない場合は、当該申込者を譲受人として決定します。

(6) 分譲申込みに当たって必要となる申込書その他の書類は、この要領にある所定の様式をコピーして使用してください（呉市都市計画課のホームページからもダウンロードできます。）。

(7) 申込書その他の書類は正確に記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの、又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは、無効となります。

(8) 抽選に漏れた場合の担保として、購入の意思がない物件への分譲申込みはお止めください。それらの物件に当選した場合は購入の意思の有無にかかわらず必ず購入していただきます（辞退することはできません。）。

5 公開抽選の日時及び会場等

(1) 公開抽選の日時 令和7年8月22日（金） 午前10時00分※から

※ 抽選の受付は、抽選開始時刻の30分前から行います。

※ ご来場に際しては「公開抽選の案内文（別途送付します。）」を持参してください。

(2) 抽選会場 呉市中央四丁目1番6号

呉市役所本庁舎6階 602協議室※

※ 来場者多数の場合は、抽選会場へ入室される人数を制限させていただく場合があります。

(3) 公開抽選終了後、同会場において、引き続き契約説明会を開催します。ただし、公開抽選を欠席された当選者については、別途契約に関する説明をさせていただきます。

6 公開抽選について

- (1) 申込受付終了後、1つの物件に対して複数の申込みがあった場合は、公開抽選により譲受人を決定します。
- (2) 公開抽選又は譲受人の決定については、それぞれ別途文書にて通知します。
- (3) 抽選は一般公開により、呉市職員が抽選機を使用して行います。
- (4) 申込者の抽選会への出席は必ずしも必要ありませんが、抽選会を欠席された場合、事後の苦情等につきましては一切お受けできません。
- (5) 抽選会を欠席された場合、当選者に対しては当選の通知をしますが、落選者に対しては落選の通知はしません。また、抽選結果のお問合せに関しては、当選番号のみお答えします（当選者の氏名等についてはお答えできません。）。
- (6) 抽選に当たっては、当選者のほか補欠者（2者以内）を決定し、当選者が何らかの理由により失格、その他売買契約に至らない等の事態が発生した場合、補欠順位に従い、当該補欠者が順次繰上げ当選となります。
- (7) 当選又は補欠の権利は、他者に譲渡することはできません。
- (8) 当選者は、当該抽選に落選した者を当該売買契約の共有名義人とすることはできません。
- (9) 抽選参加者は、当該抽選に係る保留地の価格の100分の5以上の額の抽選保証金を、呉市が発行する納入通知書により、所定の日時までに納付していただきます。当選者は、これを契約保証金の一部に充当することができます。

7 売買契約の締結等

- (1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行います。
 - ア 日 時 令和7年9月1日（月）
 - イ 会 場 呉市都市部都市計画課（呉市中央四丁目1番6号 呉市役所本庁舎6階）
電話 0823-25-3374
- (2) 売買契約は、呉市が別に定める様式の「市有財産売買契約書」により行います。
- (3) 契約時に必要なもの
 - ア 印鑑（個人の場合は実印、法人の場合は代表者印が必要になります。）
 - イ 筆記用具
 - ウ 収入印紙（各自で購入し、持参してください。）
 - ※ 収入印紙の税額については、11ページの「14 収入印紙税額について」を参照してください。
 - エ 契約保証金（売買代金の100分の10以上の額）
- (4) 譲受人が契約締結までの時点において、分譲申込み資格の要件を満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、契約締結後において、契約締結時に分譲申込み資格がなかったことが判明した場合は契約を解除します。

8 売買代金の納付方法等

- (1) 売買代金は、呉市が発行する納入通知書により、呉市が指定する金融機関で一括して納付してください。

納付期限日：都5～都31 契約締結日から起算して60日以内

管1～管7 契約締結日から起算して1か月以内

ただし、納付の最終期日が土曜日、日曜日、祝日など金融機関の休業日となる場合は、その直後の金融機関の営業日が納付期限日となります。

- (2) 売買代金が納付期日までに納付されない場合、売買契約は解除されます。
- (3) 売買代金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納期限を延期することができますが、この場合、**遅延利息（年率14.5%）**が発生しますので注意してください。

9 所有権の移転等

- (1) 分譲物件の所有権は、売買代金（遅延利息が発生している場合は、遅延利息を含む。）が完納されたときに移転するものとし、同時に分譲物件を引き渡したものとします（現地での引渡しは行いません。）。

- (2) 分譲物件は、**現状有姿（あるがままの姿）**での引渡しとなります。

- (3) 所有権移転登記は、呉市が嘱託登記により行いますので、売買代金の納付後、速やかに次に掲げる書類を都市計画課に提出してください。

ア 売買代金を納付された時の領収書（確認後、返却します。）

イ 登記嘱託請求書（売買代金の納付書と併せてお渡しします。）

ウ **登録免許税の領収証書（原本）**※

※ 登録免許税は、売買代金の納付書と併せてお渡しする所定の**国税用納付書**により、各自金融機関等で納付してください。

※ **登録免許税の領収証書（原本）**は、所有権移転登記の際に法務局に提出しますので、紛失しないよう十分留意してください（写しが必要な場合は各自でコピーしてください。）。

※ 登録免許税の税額については、12ページの「15 不動産登記（売買）に係る登録免許税額について」を参照してください。

- (4) 所有権移転登記完了後に「登記識別情報通知」をお渡ししますので、登記識別情報通知受領書と併せて財産受領書に必要事項を記載・押印の上、都市計画課に提出してください。
- (5) 所有権移転登記は、譲受人に対してのみ行い、譲受人以外の第三者に対して所有権移転をする中間省略登記は行いません。また、売買契約書において、譲受人以外の第三者に対して所有権移転をする旨の特約を付すこともできません。

10 売買契約に係る特約事項

- (1) 契約者は、売買契約の締結の日から10年間、分譲物件を暴力団等若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、分譲物件の所有権を第三者に移転し、又は、分譲物件を第三者に貸してはいけません。
- (2) 呉市は、上記禁止用途に関する履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、契約者に報告又は資料の提出を求めることができるものとします。その場合、契約者は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。
- (3) 契約者は、禁止用途に関する特約事項に違反した場合は売買代金の100分の30に相当する額の違約金を、実地調査等に関する特約事項に違反した場合は売買代金の100分の10に相当する額の違約金を、呉市に支払っていただきます。

11 その他の留意事項（※必ずお読みください。）

- (1) 分譲物件に関する現地説明会は行いませんので、申込者は、**必ず申込者自身において分譲申込みの前に現地を確認**してください。
- (2) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑とならないよう各自で十分留意してください。また、物件によっては足元が悪いところもありますので、各自ご注意ください。
- (3) 分譲物件の引渡しにおいては、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去及び建築物（設備、内装、外構等を含む。）、フェンス、木柵、囲障、擁壁、井戸その他地上・地下・空中工作物の補修・修繕・改修・撤去に係る負担及び調整は、所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、**呉市では一切行いません**。
- (4) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、**呉市では、補修や引込み工事の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いません**ので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせの上、各自で対応してください。
- (5) **呉市においては、分譲物件に係る地盤・地耐力調査、磁気探査並びに地下埋設物、防空壕及び土壌汚染に関する調査は基本的に行ってはいませんが、申込者の負担において、当該調査を行うことはできます**ので、その場合は、事前に呉市に申し出てください。
- (6) 分譲物件によっては、建築物の建築に当たり、杭打ち、地盤改良等の措置が必要となるケースも想定されますが、すべての分譲物件について、**地盤・地耐力が保証されているものではありません**。呉市においてそれらの措置を講じたり、それらに係る費用を負担したりすることは**できません**ので、各自で対応してください。
- (7) 分譲物件の申込みに当たっては、都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法その他の法令及び広島県、呉市の条例・規則等（以下「法令等」という。）に基づく各種規制について、

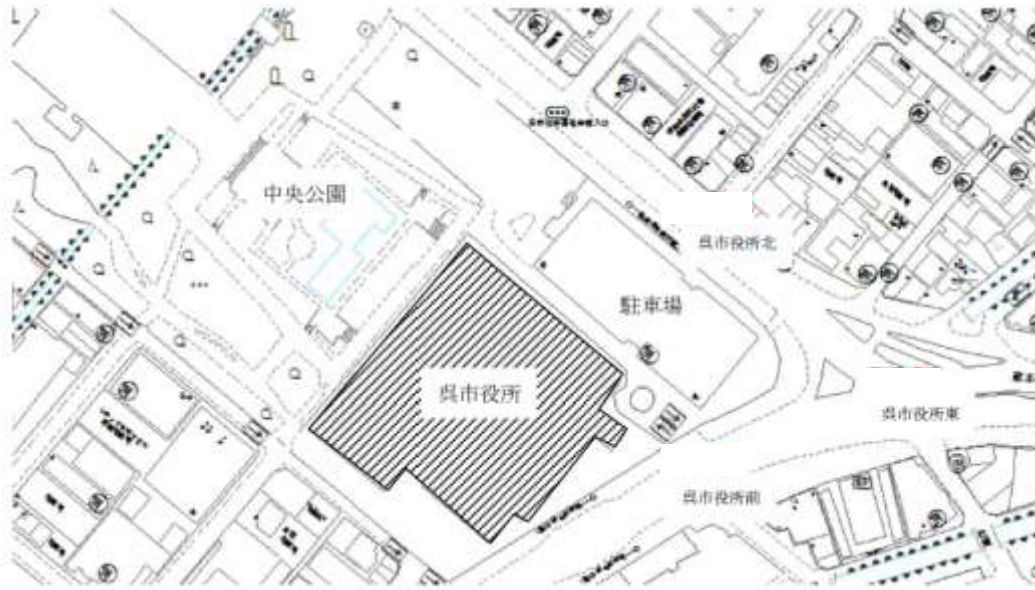
申込者自身において事前にご確認ください（※法令等の規制に関しては、専門的な知識を必要とする場合があります。そのような場合は、各自で専門家にご相談願います。）。

- (8) 申込者は、法令等を遵守することはもとより、関係機関からの指導等についても必ずこれを遵守してください。
- (9) この要領に記載されている内容は、あくまで作成時点におけるものであり、将来的な法令等の施行・改正に伴って生じる新たな規制等に対し、将来にわたって本内容を保証するものではありません。従って、分譲物件の購入後、実際に建物の建築等を計画される場合は、当該時点における法令等に基づく各種規制について、申込者自身において再度ご確認をお願いします。
- (10) 契約者は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、引渡しの日から2年以内に呉市に通知したものに限り、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができます。
- (11) 呉市は、契約者が売買契約の規定に違反したとき、義務を履行しないとき、又は暴力団等に該当したときは、契約者に催告をしないで直ちに売買契約を解除することができることとします。
- (12) 契約者は、売買契約に定める事項を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (13) 呉市は、申込者がこの要領に定める事項を遵守しない場合に生じた一切のトラブルについて、申込者からの苦情、異議申立て又は損害賠償の請求等に応じることはできません。

12 分譲申込みのなかった物件の取扱い

- (1) 今回の分譲において分譲の申込みがなかった物件、申込受付期間中に申込みがあったにもかかわらず申込者が辞退した物件、その他やむを得ない事情で契約に至らなかった物件については、先着順により売却することとします。
- (2) 先着順による申込受付期間は、令和7年8月12日（火）から当該物件の次回の公募による売却手続の開始決定の日（令和8年6月30日（火））までとします。なお、申込受付期間の初日に同一の物件に複数の申込みがあった場合は、当該申込みをした方全員で別に呉市が指定する日時に公開抽選を行い、売却の相手方を決定することとします。
- (3) 先着順による申込物件は、この要領に記載している分譲価格で売却することとします。
- (4) 先着順による申込みがあった場合、呉市が「市有地売買決定通知書」を発行した日から起算して10日以内(管1～7は1か月以内)に、売買契約を締結します。
- (5) 先着順による契約締結の方法及び申込書類の様式については、この要領に定めるものを準用します。
- (6) 先着順による申込物件については、随時申込み状況等により内容が変更になります。申込みの際は必ず事前に物件の最新情報をご確認ください。
- (7) 先着順による申込みについての場所、時間及び問い合わせ先は次のとおりです。
 - ア 申込場所 呉市中央四丁目1番6号
呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁舎6階）
電話番号 0823-25-3374
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 土曜日、日曜日及び祝日並びに令和7年12月27日（土）から令和8年1月4（日）は、受付を行いません。

13 公開抽選会場のご案内



呉市中央四丁目1番6号

呉市役所本庁舎6階 602協議室

14 収入印紙税額について

市有財産売買契約書にちょう付の必要な収入印紙の税額は、次のとおりとなっています。

契約金額（売買代金）	本来の印紙税額	軽減措置後
10万円を超え50万円以下	400円	200円
50万円を超え100万円以下	1千円	500円
100万円を超え500万円以下	2千円	1千円
500万円を超え1,000万円以下	1万円	5千円
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円	1万円
5,000万円を超え1億円以下	6万円	3万円
1億円を超え5億円以下	10万円	6万円
5億円を超え10億円以下	20万円	16万円
10億円を超え50億円以下	40万円	32万円
50億円を超えるもの	60万円	48万円

※ 契約金額（売買代金）が10万円を超えるものについては、軽減措置により、令和9年3月31日までは、上記の金額となります。

15 不動産登記（売買）に係る登録免許税額について

登録免許税額 = 課税標準価格^{※1} × 税率（1,000分の20^{※2}）

※1 課税標準価格 = 市の設定した仮の固定資産税評価額

※2 ただし、土地の売買による所有権移転に係る次の期間中に行う登記については、次のとおり軽減されます。

期間	税率
平成25年4月1日から令和8年3月31日まで	1,000分の15

【市有地購入のメリット】

1 不動産業者を介さないため、仲介手数料がかかりません。

※ 仲介手数料＝取引価格が400万円を超える場合、取引価格の3%＋6万円

例：1,000万円の土地を購入した場合⇒約40万円

2 所有権移転登記を呉市が行うため、登記費用の一部がかかりません。

※ 登記費用の一部＝登録免許税等を除いた司法書士に支払う手数料

【参考】

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○ 呉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

○ 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領（抄）

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団関係者 次に掲げる者をいう。

ア 条例第2条第2号に規定する暴力団員

イ 準構成員（暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い、又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者）

ウ 次に掲げる者その他の暴力団と関わりのある者

（ア）暴力団、暴力団員又は準構成員に協力等をし、これらに関与する者

（イ）暴力団員若しくは準構成員であったことを背景とし、若しくは標ぼうするなどし、又は暴力団員若しくは準構成員であることを標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者

（ウ）総会屋、右翼、社会運動等の名目を背景とし、又は標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者

（3）暴力団等 暴力団及び暴力団関係者並びに別表に規定する措置要件に該当するなど暴力団又は暴力団関係者と関わりのある法人、組合その他の団体を総称していう。

（指名停止等による暴力団等の排除）

第3条 市長は、暴力団等について、次の各号に掲げる契約の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じるものとする。

（2）公有財産の売払い等に係る契約 契約の相手方候補者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該売払い等に係る募集要項等に基づき、当該相手方候補者を契約の相手方としな

いものとする

（再委託等の禁止による暴力団等の排除）

第4条 市長は、契約の相手方（以下「受注者」という。）が、別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるものに対し当該契約の履行の一部を請け負わせ、若しくは委託し、又は公有財産を転売、転貸等しようとするについて、承認・承諾をしないものとする。

（契約解除による暴力団等の排除）

第5条 市長は、契約の締結後において受注者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該契約の契約条項に基づき当該契約を解除することができるものとする

別表（第3条－第5条関係）

措置要件

（1）役員等（個人事業者である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

（2）役員等が暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

（3）役員等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（4）前3号に規定するときのほか、役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（5）その経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

市有地一般分譲申込書

令和 年 月 日

呉市長様

申込者

〒

住所又は所在地

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 (印)

連絡先(電話番号) _____

持ち分 (/) ※ 共有しようとする申込者の代表者である場合は、当該
代表者が共有しようとする持分を記入してください。

私は、次に掲げる物件の一般分譲について、安浦駅北市有地分譲申込要領の内容を承諾の上、申し込みます。

物 件 番 号	
所 在 ・ 地 番	呉市安浦町 丁目 番
地 積	平方メートル
申 請 理 由	

※共有による申込みの場合は、様式第1号別紙共有予定者一覧を添付してください。

※共有予定者が4名を超える場合は、必要に応じて別紙を追加し、共有者全員が押印の上、
割り印

市有地一般分譲申込書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

申請年月日を記入してください。

申込者

〒737-0000

住所又は所在地

呉市中央四丁目〇〇番〇〇号

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 呉 市 太 郎

実印

印

連絡先(電話番号) 0823-00-0000

持ち分 (/) ※ 共有しようとする申込者の代表者である場合は、当該
代表者が共有しようとする持分を記入してください。

共有の場合のみ記入してください。

私は、次に掲げる物件の一般分譲について、安浦駅北市有地分譲申込要領の内容を承諾
の上、申し込みます。

物件調書をご確認のうえご記入ください。

物 件 番 号	〇〇
所 在 ・ 地 番	呉市安浦町〇〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番
地 積	〇〇〇. 〇〇平方メートル
申 請 理 由	記入例： 住宅、店舗、駐車場、資材置場等

※共有による申込みの場合は、様式第1号別紙共有予定者一覧を添付してください。

※共有予定者が4名を超える場合は、必要に応じて別紙を追加し、共有者全員が押印の上、
割り印

共有予定者(申込書記載の代表者を除く。)一覧

共有予定者1 持分(/)
〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 _____ ⑩

連絡先(電話番号) _____

共有予定者2 持分(/)
〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 _____ ⑩

連絡先(電話番号) _____

共有予定者3 持分(/)
〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 _____ ⑩

連絡先(電話番号) _____

共有予定者4 持分(/)
〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 _____ ⑩

連絡先(電話番号) _____

誓 約 書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

住所又は所在地

氏名又は

法人名及び代表者名

印

私は、市有地一般分譲申込みに当たり、呉市契約規則その他関係法令を遵守し、安浦駅北市有地分譲申込要領に記載のある事項について承認の上、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 私は、市有地一般分譲申込書及びその他関係書類について、虚偽の記載をしていません。
- 2 私は、安浦駅北市有地分譲申込要領中、分譲申込者の資格等に記載のある分譲に申込みできない者のいずれにも該当しません。
- 3 私は、分譲申込みその他全ての手続きにおいて、不正な手段を用いません。
- 4 私は、以上の事項について事実と相違したことにより、分譲申込みその他全ての手続きを保留され又は資格を取り消され又は無効とされても、呉市に何ら異議を申し立てません。
- 5 私は、分譲申込みに当たり、分譲申込者から暴力団等を排除することを目的として、私の氏名（法人にあたっては、法人名及び代表者、役員等の氏名）、ふりがな、住所、性別、生年月日等について、警察当局に情報提供されることについて無条件で同意します。

役員等一覧

令和 年 月 日

呉市長様

所在地

法人名及び代表者名

印

弊社の役員は、次のとおりです。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・

※ 法人の場合は、本書類を申込書に必ず添付してください。添付されていない申込みは無効となります。

※ 法人登記簿に記載されている役員全員（代表者を含む。）を記載してください。

※ 支店又は営業所等を通じて申し込む場合は、当該支店長又は営業所長等についても記載してください。

※ 申込資格の確認のため、本書類に記載のある情報を警察当局へ提供します。

※ 本書類の提出があったものについては、当該情報提供について無条件で同意されたものとみなします。

辞 退 届

令和 年 月 日

呉 市 長 様

〒

住所又は所在地

(ふりがな)

氏名又は

法人及び代表者名 _____ ⑩

令和 年 月 日付で市有地一般分譲の申込みをした下記物件につきましては、
次の理由により辞退します。

記

物 件 番 号	
所 在 ・ 地 番	呉市安浦町 丁目 番
地 積	平方メートル

物件一覧

物件 番号	所在及び地番	面積		単価		価格(円)	ページ
		(㎡)	(坪)	(円/㎡)	(円/坪)		
都5	安浦町中央北二丁目1003番8	219.82	66.49	30,200	100,000	6,638,000	22
都16	安浦町中央北二丁目1018番3	344.08	104.08	30,200	100,000	10,391,000	23
都17	安浦町中央北二丁目1018番2	350.03	105.88	28,500	94,000	9,975,000	24
都21-2	安浦町中央北二丁目1009番27	179.33	54.24	30,800	102,000	5,523,000	25
都28	安浦町中央北二丁目1001番3	40.47	12.24	17,800	59,000	720,000	26
都31	安浦町中央北一丁目1010番17	340.88	103.11	32,200	売却済		000
管1	安浦町中央北二丁目1016番10	350.16	105.92	35,500	117,000	12,500,000	28
管2	安浦町中央北一丁目1009番4	420.40	127.17	29,100	96,000	12,300,000	29
管3	安浦町中央北一丁目1009番3	402.66	121.80	29,100	96,000	11,800,000	30
管4	安浦町中央北一丁目1001番5	199.11	60.23	28,100	93,000	5,600,000	31
管5	安浦町中央北一丁目1012番6	463.60	140.23	30,800	102,000	14,300,000	32
管6	安浦町中央北一丁目1001番1	319.50	96.64	29,500	98,000	9,430,000	33
管7	安浦町中央六丁目1002番3	377.44	114.17	29,600	98,000	11,200,000	34

共通事項	地 目	宅地
	用 途 地 域	第二種住居地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%

物件調書

物件番号	都5			売却価格	6,638,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1003番8				
地積	219.82㎡(約66坪)				
形状	整形(間口約10.7m、奥行約21.1m)				
接面道路幅員	市道(幅員約6m)に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域(建蔽率60%,容積率200%)			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みなし。要分担金			
	下水道	設置なし(呉市上下水道局に要申請)。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約5分)				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター(徒歩約8分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約8分)	
	小学校	安浦小学校(徒歩約5分)	銀行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約8分)	
	中学校	安浦中学校(徒歩約7分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約3分)	
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約10分)		コスモス安浦店(徒歩約3分)	
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約12分)	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所(徒歩約10分)			
重要事項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 2 この区画の全部は、土砂災害防止法で規定する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。(要望により現地でご説明します。) 2 公共汚水ますが設置されていないので、呉市上下水道局に申請していただく必要があります。また、買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積1㎡当たり110円です。 3 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 4 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。				

物件調書

物件番号	都16			売却価格	10,391,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1018番3				
地積	344.08㎡(約104坪)				
形状	整形(間口約14.6m,奥行約24.6m)				
接面道路幅員	主要地方道矢野安浦線の側道(幅員約6m)に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域(建蔽率60%,容積率200%)			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金			
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約6分)				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター(徒歩約9分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約4分)	
	小学校	安浦小学校(徒歩約2分)	銀行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約4分)	
	中学校	安浦中学校(徒歩約8分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約1分)	
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約11分)		コスモス安浦店(徒歩約2分)	
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約8分)	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所(徒歩約11分)			
重要事項	1 この区画の一部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積1㎡当たり110円です。 3 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 4 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 5 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。				

物件調書

物件番号	都17			売却価格	9,975,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1018番2				
地積	350.03㎡(約105坪)				
形状	整形(間口約13.8m,奥行約25.3m)				
接面道路幅員	主要地方道矢野安浦線の側道(幅員約6m)に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域(建蔽率60%,容積率200%)			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金			
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約6分)				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター(徒歩約9分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約4分)	
	小学校	安浦小学校(徒歩約2分)	銀行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約4分)	
	中学校	安浦中学校(徒歩約8分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約1分)	
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約11分)		コスモス安浦店(徒歩約2分)	
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約8分)	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所(徒歩約11分)			
重要事項	1 この区画の一部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 接面道路と宅地に高低差があること(擁壁を要撤去)を考慮して売却価格を設定しています。 3 買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積1㎡当たり110円です。 4 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 5 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 6 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。				

物件調書

物件番号	都21-2			売却価格	5,523,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1009番27				
地積	179.33㎡(約54坪)				
形状	整形(間口約9.0m,奥行き約19.7m)				
接面道路幅員	主要地方道矢野安浦線(幅員約16m)に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域(建蔽率60%,容積率200%)			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みなし。要分担金			
	下水道	設置なし(呉市上下水道局に要申請)。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約7分)				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター(徒歩約10分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約5分)	
	小学校	安浦小学校(徒歩約2分)	銀行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約6分)	
	中学校	安浦中学校(徒歩約9分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約1分)	
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約12分)		コスモス安浦店(徒歩約1分)	
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約9分)	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所(徒歩約12分)			
重要事項	1 この区画の一部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 接面道路と宅地に高低差があること(擁壁を要撤去)を考慮して売却価格を設定しています。 3 公共汚水ますが設置されていないので、呉市上下水道局に申請していただく必要があります。また、買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積1㎡当たり110円です。 4 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 5 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 6 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。				

物件調書

物件番号	都28			売却価格	720,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1001番3				
地積	40.47㎡(約12坪)				
形状	不整形(間口約10.3m,奥行約3.5m)				
接面道路幅員	市道(幅員約6m)に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域(建蔽率60%,容積率200%)			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金			
	下水道	設置なし(呉市上下水道局に要申請)。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約5分)				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター(徒歩約8分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約5分)	
	小学校	安浦小学校(徒歩約4分)	銀行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約5分)	
	中学校	安浦中学校(徒歩約7分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約2分)	
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約10分)		コスモス安浦店(徒歩約3分)	
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約9分)	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所(徒歩約10分)			
重要事項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 狭小地のため、公共汚水ますが設置されていないので、呉市上下水道局に申請していただく必要があります。また、買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積1㎡当たり110円です。 3 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 4 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 5 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。				

物 件 調 書

物 件 番 号	都 3 1		売却	売却済 円
所 在 ・ 地 番	呉市安浦町中央北一丁目 1 0 1 0 番 1 7			
地 積	3 4 0 . 8 8 m ² (約 1 0 3 坪)			
形 状	整形 (間口約 8 . 1 m, 奥行約 1 5 . 1 m)			
接面道路幅員	市道 (幅員約 6 m) に接面			
都市計画法 等 の 制 限	非線引き都市計画区域			
	用 途 地 域	第二種住居地域 (建蔽率 6 0 %, 容積率 2 0 0 %)		
	防 火 地 域 等	なし		
供給処理施設 の引き込み の 可 否	上 水 道	引き込みあり。要分担金		
	下 水 道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電 気	可		
	ガ ス	プロパンガス		
最 寄 り の 交 通 機 関	J R 安浦駅 (徒歩約 1 分)			
最 寄 り の 公 共 機 関 等	支 所	安浦市民センター (徒歩約 4 分)	郵便局	安浦郵便局 (徒歩約 4 分)
	小学校	安浦小学校 (徒歩約 7 分)	銀 行	呉信用金庫安浦支店 (徒歩約 7 分)
	中学校	安浦中学校 (徒歩約 3 分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店 (徒歩約 6 分)
	保育所	安浦中央保育所 (徒歩約 6 分)		コスモス安浦店 (徒歩約 6 分)
	幼稚園	安浦幼稚園 (徒歩約 1 3 分)	病 院	近隣に医院あり
	警 察	安浦駐在所 (徒歩約 6 分)		
重 要 事 項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参 考 事 項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 買主は公共下水道の受益者として「公共下水道受益者負担金」の納付を必要とします。この負担金は地積 1 m ² 当たり 1 1 0 円です。 3 土地に関する税金 (不動産取得税・登録免許税・固定資産税等) については、売買契約後に課税されます。 4 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 5 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成 2 8 年 6 月 1 6 日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。			

物件調書

物件番号	管1		売却価格	12,500,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北二丁目1016番10			
地積	350.16㎡（約105坪）			
形状	整形（間口約15.5m，奥行約23m）			
接面道路幅員	主要地方道矢野安浦線（幅員約16m）に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第二種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）		
	防火地域等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金		
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電気	可		
	ガス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	JR安浦駅（徒歩約8分）			
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター（徒歩約11分）	郵便局	安浦郵便局（徒歩約9分）
	小学校	安浦小学校（徒歩約1分）	銀行	呉信用金庫安浦支店（徒歩約6分）
	中学校	安浦中学校（徒歩約10分）	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店（徒歩約1分）
	保育所	安浦中央保育所（徒歩約12分）		コスモス安浦店（徒歩約1分）
	幼稚園	安浦幼稚園（徒歩約8分）	病院	近隣に医院あり
	警察	安浦駐在所（徒歩約12分）		
重要事項	1 この区画の一部は、土砂災害防止法で規定する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 （要望により現地でご説明します。）			
	2 一つの敷地につき給水管の引込みは一箇所となりますので、一つの敷地として利用する場合は、引込みを一箇所とし、残りの引込管を撤去する必要があります。 詳しくは、呉市上下水道局へお問い合わせください。なお、この場合において、所有権移転前に申し出があれば、当該引込管の撤去に係る工事については呉市財務部管財課が行います。			
	3 下水道のますが敷地内に2箇所ありますが、原則撤去することはできません。 詳しくは、呉市上下水道局へお問い合わせください。			
	4 土地に関する税金（不動産取得税・登録免許税・固定資産税等）については、売買契約後に課税されます。			
	5 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。			

物件調書

物件番号	管 2		売却価格	12, 300, 000円
所在・地番	呉市安浦町中央北一丁目 1 0 0 9 番 4			
地 積	4 2 0 . 4 0 m ² (約 1 2 7 坪)			
形 状	整形 (間口約 1 7 . 5 m, 奥行約 2 4 m)			
接面道路幅員	市道 (幅員約 6 m) に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用 途 地 域	第二種住居地域 (建蔽率 6 0 %, 容積率 2 0 0 %)		
	防 火 地 域 等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上 水 道	引き込みあり。要分担金		
	下 水 道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電 気	可		
	ガ ス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	J R 安浦駅 (徒歩約 3 分)			
最寄りの公共機関等	支 所	安浦市民センター (徒歩約 6 分)	郵便局	安浦郵便局 (徒歩約 8 分)
	小学校	安浦小学校 (徒歩約 8 分)	銀 行	呉信用金庫安浦支店 (徒歩約 9 分)
	中学校	安浦中学校 (徒歩約 6 分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店 (徒歩約 5 分)
	保育所	安浦中央保育所 (徒歩約 9 分)		コスモス安浦店 (徒歩約 5 分)
	幼稚園	安浦幼稚園 (徒歩約 1 5 分)	病 院	近隣に医院あり
	警 察	安浦駐在所 (徒歩約 9 分)		
重 要 事 項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 2 この区画の全部は、土砂災害防止法で規定する土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参 考 事 項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 土地に関する税金 (不動産取得税・登録免許税・固定資産税等) については、売買契約後に課税されます。 3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。			

物件調書

物件番号	管 3		売却価格	11,800,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北一丁目1009番3			
地 積	402.66㎡ (約121坪)			
形 状	整形(間口約17.5m, 奥行約23m)			
接面道路幅員	市道(幅員約6m)に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用 途 地 域	第二種住居地域 (建蔽率60%, 容積率200%)		
	防 火 地 域 等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上 水 道	引き込みあり。要分担金		
	下 水 道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電 気	可		
	ガ ス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	JR安浦駅(徒歩約3分)			
最寄りの公共機関等	支 所	安浦市民センター(徒歩約6分)	郵便局	安浦郵便局(徒歩約8分)
	小学校	安浦小学校(徒歩約8分)	銀 行	呉信用金庫安浦支店(徒歩約9分)
	中学校	安浦中学校(徒歩約6分)	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店(徒歩約5分)
	保育所	安浦中央保育所(徒歩約9分)		コスモス安浦店(徒歩約5分)
	幼稚園	安浦幼稚園(徒歩約15分)	病 院	近隣に医院あり
	警 察	安浦駐在所(徒歩約9分)		
重 要 事 項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 2 この区画の一部は、土砂災害防止法で規定する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参 考 事 項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 (要望により現地でご説明します。) 2 土地に関する税金(不動産取得税・登録免許税・固定資産税等)については、売買契約後に課税されます。 3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。			

物件調書

物件番号	管4		売却価格	5,600,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北一丁目1001番5			
地積	199.11㎡（約60坪）			
形状	ほぼ整形（間口約18m，奥行約11m）			
接面道路幅員	市道（幅員約4m）に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第二種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）		
	防火地域等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金		
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電気	可		
	ガス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	JR安浦駅（徒歩約4分）			
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター（徒歩約9分）	郵便局	安浦郵便局（徒歩約9分）
	小学校	安浦小学校（徒歩約12分）	銀行	呉信用金庫安浦支店（徒歩約9分）
	中学校	安浦中学校（徒歩約8分）	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店（徒歩約11分）
	保育所	安浦中央保育所（徒歩約11分）		コスモス安浦店（徒歩約9分）
	幼稚園	安浦幼稚園（徒歩約19分）	病院	近隣に医院あり
	警察	安浦駐在所（徒歩約9分）		
重要事項	1 この区画の一部は、土砂災害防止法で規定する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 （要望により現地でご説明します。）			
	2 土地に関する税金（不動産取得税・登録免許税・固定資産税等）については、 売買契約後に課税されます。			
	3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。 希望者には、都市計画課でデータを公表します。			

物件調書

物件番号	管5			売却価格	14,300,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北一丁目1012番6				
地積	463.60㎡（約140坪）				
形状	ほぼ整形（間口約14m，奥行約33m）				
接面道路幅員	市道（幅員約6m）に接面				
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域				
	用途地域	第二種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）			
	防火地域等	なし			
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金			
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金			
	電気	可			
	ガス	プロパンガス			
最寄りの交通機関	JR安浦駅（徒歩約3分）				
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター（徒歩約7分）	郵便局	安浦郵便局（徒歩約6分）	
	小学校	安浦小学校（徒歩約6分）	銀行	呉信用金庫安浦支店（徒歩約11分）	
	中学校	安浦中学校（徒歩約6分）	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店（徒歩約3分）	
	保育所	安浦中央保育所（徒歩約8分）		コスモス安浦店（徒歩約3分）	
	幼稚園	安浦幼稚園（徒歩約12分）	病院	近隣に医院あり	
	警察	安浦駐在所（徒歩約10分）			
重要事項	1 この区画の全部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。				
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 （要望により現地でご説明します。） 2 土地に関する税金（不動産取得税・登録免許税・固定資産税等）については、売買契約後に課税されます。 3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 4 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。				

物件調書

物件番号	管6		売却価格	9,430,000円
所在・地番	呉市安浦町中央北一丁目1001番1			
地積	319.50㎡（約96坪）			
形状	ほぼ整形（間口約12m，奥行約26.5m）			
接面道路幅員	市道（幅員約6m）に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第二種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）		
	防火地域等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金		
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電気	可		
	ガス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	JR安浦駅（徒歩約4分）			
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター（徒歩約9分）	郵便局	安浦郵便局（徒歩約8分）
	小学校	安浦小学校（徒歩約13分）	銀行	呉信用金庫安浦支店（徒歩約11分）
	中学校	安浦中学校（徒歩約8分）	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店（徒歩約12分）
	保育所	安浦中央保育所（徒歩約11分）		コスモス安浦店（徒歩約11分）
	幼稚園	安浦幼稚園（徒歩約19分）	病院	近隣に医院あり
	警察	安浦駐在所（徒歩約11分）		
重要事項	1 この区画の一部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 （要望により現地でご説明します。） 2 土地に関する税金（不動産取得税・登録免許税・固定資産税等）については、売買契約後に課税されます。 3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 4 上段の敷地から雨水の配水管が抜けています。 5 敷地の近接上部に高架道路があります。 6 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。			

物件調書

物件番号	管7		売却価格	11,200,000円
所在・地番	呉市安浦町中央六丁目1002番3			
地積	377.44㎡（約114坪）			
形状	ほぼ整形（間口約30m，奥行約12.5m）			
接面道路幅員	県道矢野安浦線（幅員約12m）に接面			
都市計画法等の制限	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第二種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）		
	防火地域等	なし		
供給処理施設の引き込みの可否	上水道	引き込みあり。要分担金		
	下水道	敷地内に公共汚水ますを設置済み。要受益者負担金		
	電気	可		
	ガス	プロパンガス		
最寄りの交通機関	JR安浦駅（徒歩約7分）			
最寄りの公共機関等	支所	安浦市民センター（徒歩約9分）	郵便局	安浦郵便局（徒歩約10分）
	小学校	安浦小学校（徒歩約15分）	銀行	呉信用金庫安浦支店（徒歩約11分）
	中学校	安浦中学校（徒歩約8分）	店舗等	セブンイレブン広島安浦北店（徒歩約14分）
	保育所	安浦中央保育所（徒歩約11分）		コスモス安浦店（徒歩約13分）
	幼稚園	安浦幼稚園（徒歩約20分）	病院	近隣に医院あり
	警察	安浦駐在所（徒歩約11分）		
重要事項	1 この区画の一部は、津波防災地域づくり法で規定する津波災害警戒区域に指定されています。 詳しくは、危機管理課でご確認ください。			
参考事項	1 現地説明会は原則として行いませんので、事前に現地をご確認ください。 （要望により現地でご説明します。） 2 土地に関する税金（不動産取得税・登録免許税・固定資産税等）については、売買契約後に課税されます。 3 周辺においてボーリング調査又はスウェーデン式サウンディング調査を実施しています。希望者には、都市計画課でデータを公表します。 4 広島県が土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を実施しており、調査結果が平成28年6月16日に告示されています。調査結果によると、現時点において、この土地は土砂災害警戒区域等には該当していません。			

安浦駅北市有地 物件位置図

